

一般事業主行動計画

社員が、仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

平成 28 年 1 月 2 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

2 目標の内容およびその対策

(1) 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にします。

男性職員…期間中に 2 人以上取得すること。

女性職員…取得率を 80%以上にします。

<対策>

- 平成 28 年度～ 社内研修等で育児関連の法律・社内規則の内容を職員に周知

(2) 育児休業が取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備します。

<対策>

- 平成 28 年～ 対象事業所に対する代替要員の確保（人事異動で対応）
育児休業者に対する社内情報の提供

(3) 時間外労働の削減のための措置を講じます。

<対策>

- 平成 28 年度～ ノー残業デー定着のための従業員告知

(4) 年次有給休暇の取得を促進します。

<対策>

- 平成 28 年 6 月～ 事業所別年次有給休暇取得状況の把握
- 平成 28 年 6 月～ 夏休み取得のための広報活動

(5) インターンシップ等の就業機会を提供します。

<対策>

- 平成 28 年度～ 関係部署と調整・実施